

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間(R元～R5)の考え方～

(日高町)

日高町の森林面積は80,811ヘクタールで、総面積の81.4%を占めており、その内、町有林は5,802ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は15,039ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の長期低迷などにより林業環境が悪化し、伐採跡地の放置、間伐遅れ等、森林施業が適正に実施されない森林が増加するなど、森林整備は停滞する傾向にあります。

さらには、森林所有者の世代交代が進む中において林業生産活動は停滞し、森林所有者の経営意欲が減退しているのが現状であります。

「儲からない森林・林業経営」には魅力がなく、丘陵地域の森林所有者は土取場や農地への転用等、無秩序な開発が懸念されています。特に、不在村森林所有者は顕著で、森林の無施業化が進む傾向にあり、本町の貴重な資源である「自然」や「景観」の保全、森林の持つ多面的機能の増進に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、本町の地盤は脆弱で土砂流出の恐れのある箇所が多く、農地等の保全のためにも山地災害防止機能の発揮が期待される森林の整備が求められています。

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等で森林経営計画を作成し、森林所有者自らが整備を進めている森林は6割4分(全国：3割)を占めており、計画的な森林の整備が進められています。

このため、日高町民有林の私有林等を対象に森林所有者等による森林経営計画の作成の推進を基本とし、森林整備事業予算や森林環境譲与税などを活用し適切な森林の整備や保全を推進します。

なお、森林環境譲与税の活用においては、森林整備の行き届かない森林の森林所有者を対象に、意欲と能力のある林業経営者(事業体)等と連携を図りながら、森林所有者に適切な森林の経営管理を促進します。

2 人材育成・担い手確保

本町を事業区域として森林整備事業等を実施することが可能な事業体で、現在、北海道林業事業体制度に登録している事業体は23(事業区域が日高町：10)社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このようなことから、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の推進

町内の主要樹種であるカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、町内には製材工場が梱包材を主体とする1社しかなく、伐採木の多くは合板用原料として、道内の合板工場や道外向けの合板原料として出荷されています。

このようなことから、町内産人工林の付加価値向上を図るため、町単独予算により木造住宅への需要を促進してきましたが、今後も、町内産人工林の付加価値の向上を図るため施策の検討を進めるとともに、林地未利用材の効率的な集荷を促進し、木質バイオマスの利用促進に努めます。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより近隣の住民や都市住民の理解の促進を図るため、町有林のフィールドを活用した森林環境教育などの木育活動を進めます。